

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例等の一部を改正する条例（令和2年3月30日京都市条例第68号）（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例において設けている職員配置等の特例措置の適用期限が令和2年3月31日に到来すること、及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）（以下「令」という。）の一部が改正されたことに伴い、次のとおり規定することとしました。

- 1 令和2年3月31日に適用期限が到来する認定こども園に配置する職員の人数及び資格に関する基準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長します。
- 2 令の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園における副園長及び教頭の資格に関する経過措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長します。
- 3 その他規定を整備します。

この条例は、上記1、3については、公布の日から施行し、上記2については、令和2年4月1日から施行することとしました。

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第68号

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例等の一部を改正する条例  
(京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部改正)

第1条 京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項中「5年」を「10年」に、「,「かつ,」」を「「かつ,」」に改める。

附則第4項前段中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

(京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を改正する条例(平成29年12月22日京都市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第2項前段,第3項前段及び第4項前段中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は,公布の日から施行する。ただし,第1条中京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例附則第3項の改正規定(「5年」を「10年」に改める部分に限る。)は,令和2年4月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)